

●香川県告示第222号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成29年7月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量
臨港交通施設（臨港道路）	A地区3号線	高松市朝日町3丁目448番26	延 長 46.7m 車道幅員 6.0m 最大幅員 10.0m 最小幅員 10.0m 面 積 467㎡